

福祉保健生活環境委員会 資料

1	令和8年度行政組織及び重点事業等について	
①	生活環境部の組織等	2
②	生活環境部の予算	3
③	生活環境部各課・室の組織・事務分掌・重点事業	4
2	諸般の報告	
①	県計画等の策定・改定予定について	16
②	第12次大分県交通安全計画の策定について	17
③	ひきこもり実態把握調査について	18

令和8年4月10日(金)
生 活 環 境 部

生活環境部の組織等

(令和8年4月1日現在)

1 組 織

《本 庁》	《地方機関》
○ 生活環境企画課（総務班、企画管理班、交通安全推進班、青少年育成班）＜26名＞（併任3名含む） └─ ※部長、審議監を含む └─ 協働・共助推進室（協働・共助推進班）＜7名＞	—— 衛生環境研究センター＜32名＞
○ 環境政策課（企画・環境政策班、脱炭素社会推進班）＜11名＞ └─ 自然保護推進室（自然保護班、温泉・地域資源活用班）＜12名＞	
○ 県民生活・男女共同参画課 ※本課の職員については、消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務する（県民生活・男女共同参画課併任1名含む）	—— 消費生活・男女共同参画プラザ＜19名＞
○ 食品・生活衛生課（生活衛生班、食品衛生班、食の安心・食育推進班）＜19名＞	—— 動物愛護センター＜14名＞（併任8名含む） —— 食肉衛生検査所＜18名＞
○ 環境保全課（大気保全班、水環境班、水質対策班）＜14名＞	
○ 循環社会推進課（資源化推進班、計画・調整班、廃棄物監視指導班）＜13名＞	
○ 人権尊重・部落差別解消推進課（調整班、啓発班）＜11名＞ ※審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長含む	
＜防災局＞	
○ 防災対策企画課（防災企画班、防災対策班、防災推進班）＜18名＞（併任1名含む） └─ ※防災局長、防災危機管理監を含む、危機対策監は危機管理室に計上 └─ 危機管理室（危機管理班、情報通信班）＜9名＞（併任1名含む） └─ 消防保安室（消防班、保安班、防災航空隊）＜21名＞（併任9名含む）	—— 消防学校＜8名＞（併任2名含む）

2 職員数

本庁161名 地方機関91名 合計252名（併任26名を含む）

令和8年度 生活環境部 当初予算

区分	8年度 当初予算額 (A)	7年度 当初予算額 (B)	前年度対比	
			(A) - (B)	(A) / (B) %
人 件 費	1,769,373	1,613,779	155,594	109.6%
事 業 費	5,962,457	7,700,717	▲ 1,738,260	77.4%
合 計	7,731,830	9,314,496	▲ 1,582,666	83.0%

予算のポイント

1 安心

【基本方針】

誰もが安心して暮らすことができるよう、大規模災害への備えを進めるとともに、大分県版カーボンニュートラルの加速や、循環型社会の構築、豊かな自然の保全と活用を図り、環境先進県おいたの実現を目指します。また、ひきこもりや特殊詐欺防止の対策、食の安全・安心の確保等に取り組みます。

(1) 災害に強い県土づくりと危機管理の強化

地震被害想定の普及啓発や水道管路更新優先順位の見える化にA Iなどの先端技術を活用して取り組むとともに、大規模林野火災に対応できるよう消防力を強化します。

(2) 持続可能な環境づくりの推進

中小企業等の脱炭素化を推進するとともに廃棄物の高度選別を支援します。
また、阿蘇くじゅう国立公園の滞在型利用を促進します。

(3) 多様性を認め、互いに支えあう社会の構築

インターネット上の人権侵害に関する啓発の強化やひきこもりの方の社会参加を後押しする支援に取り組みます。

(4) 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進

特殊詐欺被害や消費者トラブルの防止対策のほか、交通事故防止対策や食品取扱業者の衛生管理向上、動物愛護の推進、公衆衛生分野などの獣医師の確保に取り組みます。

2 元気

【基本方針】

女性が輝き活躍できる社会づくりを推進します。

(1) 誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会づくり

女性の活躍をさらに後押ししていくため、女性が継続して働ける企業の職場環境づくりへの支援や次世代を担うこどもの意識醸成に取り組みます。

生活環境部

部長 井下 秀子 審議監 高木 政幸

生活環境企画課

職員数 56 名（本庁 24名 地方機関 32名）

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 今井 睦	(1) 生活環境部に係る行政の総合企画及び調整に関すること
総務企画監	(2) 生活環境部に係る組織及び定数の管理に関すること
総 務 班 8 名	(3) 生活環境部に係る人事及び予算の総括に関すること
(総括)	(4) 生活環境部各課の総務系事務に関すること(総務事務センターの所掌に係る事項を除く。)
企 画 管 理 班 5 名	(5) 交通安全対策の企画調整及び推進に関すること
(総括)	(6) 交通安全対策基本法(昭和45年 法律第110号)の施行に関すること
交 通 安 全 推 進 班 4 名	(7) 大分県飲酒運転根絶に関する条例(平成19年 大分県条例第36号)の施行に関すること
(総括)	(8) 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和2年 大分県条例第49号)の施行に 関すること
(併任2名を含む)	(9) 交通事故被害者の救済対策、交通事故相談所に関すること
青 少 年 育 成 班 5 名	(10) 衛生環境研究センターに関すること
(総括)	(11) 青少年の健全育成に係る行政の総合企画、推進及び調整に関すること
(併任1名を含む)	(12) 青少年の健全な育成に関する条例(昭和41年 大分県条例第40号)の施行に関すること
【地方機関】	(13) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年 法律第71号)の施行に関すること
大分県衛生環境研究センター	(14) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年 法律第104号)の施行に係る総合調整に関すること
32 名	

2 重点事業

(1) 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた推進事業(23, 581千円)(R7:5, 274千円)

【目的】 交通事故の抑止及び被害軽減

【内容】 自転車乗車用ヘルメットの着用促進や身体機能の変化、天候、道路状況などに応じた安全運転の周知及び夜間の高齢歩行者事故防止に向けた反射材配付
交通安全対策に意欲的に取り組む「交通安全推進宣言企業」登録制度の創設等

(2) 青少年等自立支援対策推進事業(79,713千円)(R7:54,116千円)

【目的】 ニートやひきこもりなど社会的自立に困難を抱える当事者及びその家族への支援

【内容】 おおいた青少年総合相談所及び子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センターの運営、市町村と連携したひきこもり実態把握調査の実施、居場所づくりに取り組む市町村を支援する社会参加支援員の増員等

協働・共助推進室

職員数 7 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
室 長 師 藤 京 子 協 働 ・ 共 助 推 進 班 6 名 (総 括)	(1) 行政と県民との協働に関する施策の総合調整に関すること (2) 特定非営利活動促進法(平成10年 法律第7号)の施行に関すること (3) 被災者生活再建支援法(平成10年 法律第66号)の施行に関すること (4) 災害ケースマネジメントの総合調整に関すること (5) ボランティア活動の振興及び総合調整に関すること (6) 避難所運営支援に関すること (7) 避難所における被災者からの要望等の集約に関すること (8) その他他課に属しない避難所対策に関すること

2 重点事業

(1) ふるさと創生NPO活動応援事業(26, 607千円)(R7:31, 272千円)

【目的】 NPOの人材育成や活動の活性化

災害時のNPOとの連携に向けた体制の構築と育成・強化

【内容】 公益財団法人おおいた共創基金への「おおいたボランティア・NPOセンター」の運営委託

災害中間支援組織の育成支援、災害時を想定したNPO等を対象としたニーズ対応研修の開催等

(2) 避難所運営体制強化事業(4, 300千円)(R7:3, 430千円)

【目的】 避難生活におけるより良好な生活環境の実現

【内容】 避難所運営コーディネーターの養成、市町村との連携強化に向けた避難所対策検討会の開催

環境政策課

職員数 11 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 大平 悟 企画・環境政策班 6 名 (総括) 脱炭素社会推進班 4 名 (総括)	(1) 環境政策に関すること (2) 環境基本法(平成5年 法律第91号)の施行(環境保全課の所掌に係る事項を除く。)に関すること (3) 大分県環境基本条例(平成11年 大分県条例第32号)の施行(環境保全課及び循環社会推進課の所掌に係る事項を除く。)に関すること (4) 環境に関する県民運動に関すること (5) 市町村環境保全行政の連絡調整に関すること (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律 第100号)の施行に関すること (7) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年 法律第56号)の施行に関すること (8) 美しく快適な大分県づくり条例(平成16年 大分県条例第20号)の施行(環境保全課及び循環社会推進課の所掌に係る事項を除く。)に関すること (9) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年 法律第130号)の施行に関すること (10) 脱炭素社会の推進に関する企画及び調整に関すること (11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)の施行に関すること (12) 気候変動適応法(平成30年 法律第50号)の施行に関すること (13) 省資源・省エネルギー運動の推進に関すること

2 重点事業

(1)グリーンアップおおいた推進事業(28, 454千円)(R7:24, 679千円)

【目的】 環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」の県民総参加による推進

【内容】 環境啓発イベントや環境教育事業の実施、環境団体等の活動支援
公共交通機関の利用やテレワークなどを促すスマートムーブキャンペーン等の実施

(2)おおいたグリーン事業者認証推進事業(84, 150千円)(R7:38, 520千円)

【目的】 脱炭素等に取り組む県内事業者の価値向上

【内容】 脱炭素・脱プラスチックに取り組む事業者の認証及び設備導入補助
コンソーシアム設立やアドバイザー派遣、CO2削減効果の高い設備等導入補助を通じた中小企業の脱炭素支援

自然保護推進室

職員数 12 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
室 長 河部 明美 自 然 保 護 班 5 名 (総括) 温泉・地域資源活用班 6 名 (総括)	(1) 生物多様性に関すること (2) 自然保護に関すること (3) 自然公園に関すること (4) 希少野生動植物の保護に関すること (5) 外来生物対策に関すること (6) 名勝耶馬溪の管理に関すること (7) 温泉法(昭和23年 法律第125号)の施行に関すること (8) ジオパークの推進に関すること (9) ユネスコエコパークの推進に関すること

2 重点事業

(1)阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト推進事業(R7.2月補正:30,423千円)(R7:12,770千円)

【目的】 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク地域の避暑地としての魅力を活かした滞在型利用の推進

【内容】 国立公園・エコパーク地域への滞在を促すテレビCMやWEB広告等の情報発信、海外事業者向け滞在型アクティビティ体験会の開催

(2)祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費(14,786千円)(R7:10,196千円)

【目的】 ユネスコエコパーク地域の環境保全や自然と共生した地域振興

【内容】 海外向け情報発信やツール・ド・九州への出展による魅力発信、案内看板増設への助成等

県民生活・男女共同参画課

職員数 19 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 岩下 賢一 ※課長以下、本課の職員については、併任職員1名ほか、大分県消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務する。 【地方機関】 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 所 長 岩下 賢一 女性活躍推進監 総 務 管 理 班 4 名 (総 括) 消 費 生 活 班 6 名 (総 括) 参 画 推 進 班 6 名 (総 括)	(1) 男女共同参画に係る行政の総合企画、推進及び調整に関すること (2) 男女共同参画社会基本法(平成11年 法律第78号)の施行に関すること (3) 大分県男女共同参画推進条例(平成14年 大分県条例第23号)の施行に関すること (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年 法律第31号)の施行に係る総合調整に関すること (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年 法律第64号)の施行に関すること (6) 消費者行政の総合企画、推進及び調整に関すること (7) 消費者基本法(昭和43年 法律第78号)の施行に関すること (8) 大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和53年 大分県条例第32号)の施行に関すること (9) 大分県安全・安心まちづくり条例(平成16年 大分県条例第15号)の施行に関すること(教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。) (10) 大分県特殊詐欺等被害防止条例(令和元年 大分県条例第37号)の施行に関すること(教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。) (11) 犯罪被害者等基本法(平成16年 法律第161号)の施行に関すること(教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。) (12) 大分県犯罪被害者等支援条例(平成29年 大分県条例第40号)の施行に関すること (13) 消費生活・男女共同参画プラザに関すること

2 重点事業

(1)女性が輝くおおいたづくり推進事業(46, 334千円)(R7:53, 002千円)

【目的】 女性が活躍でき、男女が共に働きやすい社会の実現

【内容】 企業経営者や女性従業員に向けたキャリア構築セミナーの実施やおおいたキャリアール認証企業への支援
アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けたこどもや地域住民等を対象にしたセミナーの開催

(2)消費生活安全・安心推進事業(33, 743千円)(R7:41, 891千円)

【目的】 県民の消費生活の安全・安心の確保

【内容】 消費生活関連情報を一元化したHPの構築による消費者自らが情報を入手しやすくなる環境づくり
SNS広告を活用した年代別消費者トラブル防止対策や消費生活出前講座等の実施による注意喚起

食品・生活衛生課

職員数 51 名（本庁 19名 地方機関 32名）

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 宇都宮 公平 生 活 衛 生 班 5 名 （ 総 括 ） 食 品 衛 生 班 6 名 （ 総 括 ） 食の安心・食育推進班 7 名 （ 総 括 ） 【地方機関】 大分県動物愛護センター 14 名 （大分市の併任職員8名を含む） 大分県食肉衛生検査所 18 名	(1) 食品安全基本法(平成15年 法律第48号)の施行に関する事 (2) 食育基本法(平成17年 法律第63号)及び大分県食育推進条例(平成27年 大分県条例第50号)の施行に関する事 (3) 大分県食の安全・安心推進条例(平成17年 大分県条例第19号)の施行に関する事 (4) 食品衛生法(昭和22年 法律第233号)の施行に関する事 (5) と畜場法(昭和28年 法律第114号)の施行に関する事 (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年 法律第70号)の施行に関する事 (7) 狂犬病予防法(昭和25年 法律第247号)の施行に関する事 (8) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年 法律第105号)の施行に関する事 (9) 大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年 大分県条例第32号)の施行に関する事 (10) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年 法律第164号)の施行に関する事 (11) 営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法)の施行に関する事 (12) 住宅宿泊事業法(平成29年 法律第65号)の施行に関する事 (13) 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年 法律第19号)の施行に関する事(地域農業振興課の所掌に係る事項を除く) (14) 動物愛護センターに関する事 (15) 食肉衛生検査所に関する事

2 重点事業

(1)動物愛護協働推進事業(26, 894千円)(R7:31, 187千円)

【目的】 動物愛護精神のかん養、犬猫の殺処分の減少

【内容】 動物愛護センターでの拠点型不妊去勢手術の実施や市町村が行う不妊去勢手術費助成事業への補助
クラウドファンディングを活用したボランティア団体への支援等

(2)食の安全・安心推進事業(33, 251千円)(R7:17, 687千円)

【目的】 食の安全・安心の確保

【内容】 HACCPによる衛生管理の導入・定着支援、消費者等を対象とした食の安全・安心に関する講習会の開催や施設見学
小規模食品取扱事業者が行う衛生設備整備への補助等

環境保全課

職員数 14 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 橋本 秀明	(1) 公害の防止に関する企画及び調整に関すること
大 気 保 全 班 6 名	(2) 公害紛争処理法(昭和45年 法律第108号)の施行に関すること
(総括)	(3) 企業との公害防止協定の締結に関すること
水 環 境 班 3 名	(4) 公害被害の救済制度(漁業管理課の所掌に係る事項を除く。)に関すること
(総括)	(5) 大気汚染防止法(昭和43年 法律第97号)の施行に関すること
水 質 対 策 班 4 名	(6) 水質汚濁防止法(昭和45年 法律第138号)の施行に関すること
(総括)	(7) 騒音規制法(昭和43年 法律第98号)の施行に関すること
	(8) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年 法律第105号)の施行に関すること
	(9) 土壌汚染対策法(平成14年 法律第53号)の施行に関すること
	(10) 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成18年 大分県条例第41号)の施行に関すること
	(11) 水道法(昭和32年 法律第177号)等の施行に関すること
	(12) 環境影響評価法(平成9年 法律第81号)の施行に関すること
	(13) 大分県環境影響評価条例(平成11年 大分県条例第11号)の施行に関すること
	(14) 水循環基本法(平成26年 法律第16号)の施行に関すること

2 重点事業

(1)AI等を活用した水道管路診断事業費(85, 250千円)(新規)

【目的】 市町村による水道管路の適切な管理の推進

【内容】 経過年数等の管路情報や土壌などの環境データをAIで解析し、管路の劣化状況や漏水リスクを詳細に予測

(2)大気環境監視推進事業(12, 906千円)(R7:48, 024千円)

【目的】 良好な大気環境の確保

【内容】 大気汚染常時監視体制の整備、石綿(アスベスト)の飛散防止対策、優良な解体等事業者の育成

循環社会推進課

職員数 13 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
参事監兼課長 北村 雅子 資 源 化 推 進 班 5 名 (総 括) 計 画 ・ 調 整 班 4 名 (総 括) 廃 棄 物 監 視 指 導 班 3 名 (総 括)	(1) 廃棄物の処理に関する企画及び調整に関すること (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関すること (3) 浄化槽法(昭和58年 法律第43号)の施行(土木建築企画課及び建築住宅課の所掌に係る事項を除く。)に関すること (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第104号)の施行(土木建築企画課及び建設政策課の所掌に係る事項を除く。)に関すること (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年 法律第65号)の施行に関すること (6) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年 法律第82号)の施行(他の課の所掌に係る事項を除く)に関すること (7) 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成17年 大分県条例第42号)の施行に関すること (8) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年 法律第112号)の施行に関すること (9) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年 法律第60号)の施行に関すること (10) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)の施行に関すること (11) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年 法律第87号)の施行に関すること

2 重点事業

(1)循環社会構築加速化事業(96, 710千円)(R7:70, 940千円)

【目的】 循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量・再資源化の促進

【内容】 廃棄物処理業者が行う再資源化の効率化・高度化及び脱炭素化への支援、静脈産業の魅力発信

(2)浄化槽適正維持管理推進事業(8, 509千円)(R7:12, 071千円)

【目的】 浄化槽の適正な維持管理の推進

【内容】 法定検査受検率の向上に向けた普及啓発等

人権尊重・部落差別解消推進課

職員数 11 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
審議監兼課長 新田 二郎 参 事 調 整 班 4 名 (総括) 啓 発 班 5 名 (総括)	(1) 人権施策及び人権行政の企画調整及び推進に関すること (2) 大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例(平成20年 大分県条例第49号)の施行に関すること (3) 人権行政に係る市町村等関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること (4) 部落差別解消のための企画調整・推進並びに市町村、関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること (5) 人権及び差別問題に係る県民啓発及び研修に関すること (6) 人権情報プラザの管理運営に関すること

2 重点事業

(1)人権施策推進事業(18,910千円)(R7:14,889千円)

【目的】 人権が尊重される社会づくりの推進

【内容】 大分県人権施策基本方針に基づく施策の推進、企業における人権研修の支援や市町村の人権施策支援
性的少数者への理解促進、インターネット上の人権侵害防止に向けた啓発等の実施

(2)人権啓発推進事業(15,652千円)(R7:18,015千円)

【目的】 人権の尊重を日常生活の中で考え実践する県民意識の醸成

【内容】 差別をなくす運動月間(8月)の人権講座、人権週間(12月)での人権啓発フェスティバルの開催等による啓発の実施

生活環境部防災局

防災局長 藤川 将護 防災危機管理監 秦 幸良

防災対策企画課

職員数 16 名 (参事(防災担当)は危機管理室で危機対策監として計上)

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
課 長 山口 満 参 事 参 事 (防災担当) ※危機管理室 危機対策監 兼任 防 災 企 画 班 5 名 (総 括) 防 災 対 策 班 5 名 (総 括) (併任1名を含む) 防 災 推 進 班 4 名 (総 括)	(1) 防災に関する企画及び調整に関すること (2) 災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)の施行に関すること (3) 地震防災対策特別措置法(平成7年 法律第111号)の施行に関すること (4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年 法律第92号)の施行に関すること (5) 自主防災組織の育成に関すること (6) 防災思想の普及啓発に関すること (7) 危機管理室及び消防保安室の庶務に関すること (8) その他防災に関すること

2 重点事業

(1)被害認定調査等デジタル化事業(42, 000千円)(新規)

【目的】 被災者の早期生活再建に向けた罹災証明書の発行の迅速化

【内容】 被害認定調査のデジタル化に対応した市町村の被災者台帳システムの一括発注

(2)防災行動定着促進事業(32, 671千円)(R7:28, 332千円)

【目的】 県民の防災意識の醸成や早期避難行動等の定着

【内容】 家具の固定・感震ブレーカー取付の普及啓発、地震被害想定を自分事にするためのAIを活用した普及啓発

危機管理室

職員数 9 名

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
室 長 岩屋 大門 危機対策監 危機管理班 3 名 (総括) (併任1名を含む) 情報通信班 4 名 (総括)	(1) 危機管理(他の課(局、所及び室を含む。)の所管に属するものを除く。)に関すること (2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年 法律第101号)に関すること (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年 法律第112号)の施行に関すること (4) 自衛官の募集に関すること (5) 大分県危機管理委員会に関すること (6) 米軍による日出生台演習場での訓練に関すること (7) 防災行政無線に関すること (8) その他危機管理に関すること

2 重点事業

(1)防災情報通信システム更新事業(774, 017千円)(R7:1, 222, 036千円)

【目的】 大規模災害時における関係機関との情報収集・伝達の確保

【内容】 自営の無線通信システムの更新工事及び機能強化

(2)国民保護対策事業(10, 061千円)(R7:6, 323千円)

【目的】 国民保護法に基づく県民の避難や救援等の推進

【内容】 武力攻撃事態等を想定した避難・救援等の実動訓練の実施

消 防 保 安 室

職員数 29 名（本庁 21名 地方機関 8名）

1 組織、事務分掌

組 織	事 務 分 掌
室 長 渡辺 直樹 防災航空管理監 消 防 班 5 名 （ 総括 ） 保 安 班 5 名 （ 総括 ） 防 災 航 空 隊 9 名 （ 隊長 ） （併任9名を含む） 【地方機関】 大分県消防学校 8 名 （併任2名を含む）	(1) 消防に関する市町村相互の連絡調整に関すること (2) 消防防災施設の強化拡充の指導及び助成に関すること (3) 消防思想の普及啓発に関すること (4) 消防関係団体の育成指導に関すること (5) 消防法(昭和23年 法律第186号)の施行に関すること (6) 火薬類取締法(昭和25年 法律第149号)の施行に関すること (7) 武器等製造法(昭和28年 法律第145号)の施行に関すること (8) ガス事業法(昭和29年 法律第51号)の施行に関すること (9) 高圧ガス保安法(昭和26年 法律第204号)の施行に関すること (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年 法律第149号)の施行に関すること (11) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年 法律第84号)の施行に関すること (12) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給および利用の促進に関する法律(令和6年法律第37号)の施行に関すること (13) 消防学校に関すること (14) 防災ヘリコプターの運航に関すること (15) その他消防及び保安に関すること

2 重点事業

(1)防災航空隊機能強化事業(149, 721千円)(新規)

- 【目的】 近年多発している大規模な林野火災を始め、様々な火災に対応し、効果的な消火活動を実施できる体制の構築
- 【内容】 大規模林野火災に備え、防災ヘリコプターの消防能力を強化するため、消火タンク等を整備

(2)高機能消防指令センター共同整備支援事業(104, 449千円)(R7:39, 782千円)

- 【目的】 災害・活動情報の一元管理や相互応援の迅速化による消防力の維持・強化
- 【内容】 県全域の119番通報を一元的に処理する「高機能消防指令センター」の共同整備及び維持管理への支援

県計画等の策定・改定予定について

諸般の報告①

番号	担当課	計画等の名称	現行計画期間	計画等の概要・目的	改定スケジュール等 (予定)
【議会への報告を要する計画】					
1	危機管理室	大分県国民保護計画	H18.2.20～	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第34条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的に策定する計画で、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	R8年12月 議案提出
【その他の計画】					
2	生活環境企画課	第12次大分県交通安全計画	令和3～7年度	交通安全対策基本法第25条第1項に基づき、陸上交通の安全に関し、交通安全計画の策定及び施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	R8年4月 素案作成 R8年6月 パブリックコメント 成案策定
3	防災対策企画課	大分県地域防災計画	—	災害対策基本法第40条に基づき、大分県における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	R8年8月 成案策定

第12次大分県交通安全計画の策定について

1. 第11次計画の目標、達成状況

〈目標〉

死者数 34人以下
重傷者数 220人以下

〈達成状況〉 ※太枠は達成

	R3	R4	R5	R6	R7
死者数	36	32	32	28	41
重傷者数	254	235	268	212	237

〈死亡事故の特徴〉

- 死者の約6割が高齢者
- 死者の約3割が歩行者
- 歩行中の死者のうち道路横断中が約7割

これらの交通事故
抑止が課題

2. 第12次計画の位置づけ及び基本理念

(1) 位置づけ

交通安全対策基本法に基づき作成する、本県の交通安全に関する総合的・長期的な施策の大綱

(2) 基本理念

安全で安心な大分県の実現 ～優しいマナーと思いやりの運転県おいた～（※スローガンは11次計画から引き続き使用）

3. 計画の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 目標値

〈11次計画〉

死者数 34人以下

重傷者数 220人以下



〈12次計画〉

死者数 26人以下

重傷者数 192人以下

〈目標値設定の考え方〉

国の中央交通安全対策会議における死者目標の削減率(95.0%)を県過去最少(28人)に掛け合わせ

国の中央交通安全対策会議における重傷者目標の削減率(90.9%)を県過去最少(212人)に掛け合わせ

(3) 重視すべき視点

①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 ②こどもの安全確保のための環境整備

新③外国人の交通安全対策の推進 新④特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進等・・・10項目

(4) 交通安全対策の柱

①道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及徹底 ③安全運転の確保 ④車両の安全性の確保 等・・・8項目

(5) 主な取組

- ①加害・被害両面からの高齢者の事故抑止 ➡ 身体機能の変化、天候、道路状況などに応じた安全運転や自主返納支援の周知、反射材の着用促進
- ②ドライバーの遵法意識の向上 ➡ 横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育等の推進
- ③歩行者の交通ルール遵守の徹底 ➡ 歩行者が自ら身を守るための行動を促す交通安全教育等の推進

4. 今後のスケジュール

4月17日～5月20日
パブリックコメント(県民意見募集)



6月中
交通安全対策会議(計画決定)



6月22日、23日
第2回常任委員会で計画内容報告

1. 背景・調査の必要性

【国の動向】：R7.1月に国の指針が示され、支援対象(本人→本人及びその家族)と期間(6か月→その期間は問わない)が変更

【現状認識】：新たな基準に基づき、改めて県内の実態把握を行うことが必要

【調査目的】：ひきこもり当事者・家族の実数と支援ニーズを把握することで、市町村が行う支援の充実に繋げる

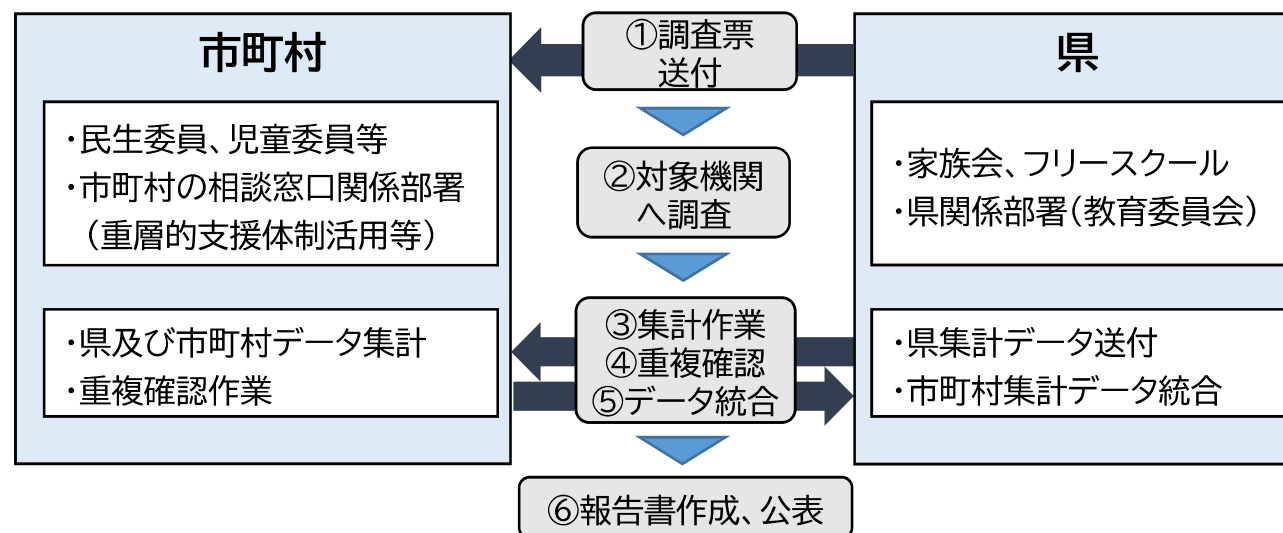
2. 調査の概要

【調査対象者】

概ね15歳～64歳までの次に該当する人

I 社会的に孤立し孤独を感じている人

II 生活上の困難を抱え、一定期間家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態で、支援を必要とする人



3. スケジュール

調査票送付
5月

対象機関へ調査
6月～8月

集計作業
9月～11月

報告書作成
12月～1月

公表
2月